

愛媛大学医学部附属病院 疑義照会編

Ver.1.1 (2022.8 改訂)

	質問	回答
①	疑義照会はどのように行えばよろしいでしょうか？	<p>疑義照会は、原則 FAX にて行ってください。 様式は、愛媛県薬剤師会が作成している様式を使用して下さい。 なお、当院薬剤部ホームページ内「薬薬連携」⇒「院外処方関係」⇒「調剤トラブル報告書・疑義照会様式」にも掲載しています。</p> <p>A) 保険・公費負担等の疑義照会 医事課で回答を行いますので、平日時間内 8:30～17:00 のみ対応</p> <p>B) 薬剤関係の疑義照会 薬剤部より医師に問い合わせを行い、回答</p> <p>※A・B 両方の疑義照会を行う際は、A・B 項目で用紙を分けてください。</p> <p>平日：8:30～17:00 ⇒FAX コーナーへ(089-964-7458) 時間外：(土・日・祝日・平日の時間外)⇒薬剤部調剤室 (FAX:089-960-5733)</p> <p>※時間外の疑義照会は、事前に薬剤部へ連絡後、FAX 送信すること。 薬剤部調剤室 ☎:089-960-5738</p>
②	薬品名の前に【肝】【腎】と記載されていますが、どういう意味ですか？	【肝】【腎】表記と検査値情報の利用編 vol.2 を参照ください。
③	インシデント(調剤過誤)を起しました。報告は、どのように行えばよいですか。	<p>発生後、インシデント内容についてのみ、薬剤部調剤室(089-960-5738)に連絡して下さい。その後、以下の流れで対応し、報告書に全ての内容を記載、薬剤部調剤室(089-960-5733)に FAX 送信して下さい。</p> <p>【流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接、処方医へ連絡し、対応を協議して下さい。 ・患者への対応 (インシデント内容の説明・謝罪・医師からの指示) <p>※報告書は、当院薬剤部ホームページ内「薬薬連携」⇒「院外処方関係」⇒「調剤トラブル報告書・疑義照会様式」に掲載しています。</p>
④	一般名処方ですが、調剤後の報告はどのように行えばいいですか。	<p>情報提供には、処方箋右側の おくすり伝言板 をご活用し、FAX コーナーへ FAX を送信して下さい。</p> <p>※報告は、初回のみ (以降はお薬手帳で代用)</p> <p>ただし、初回の報告時と違う銘柄への変更や先発⇄後発に変更があった場合には、再度報告をしてください。</p> <p>★ただし、2016年7月25日までに薬剤部に1度でも薬剤情報提供を行った患者においては、薬剤情報提供不要 (以降はお薬手帳で代用)</p>
⑤	先発医薬品から後発医薬品に変更して調剤を行いました。報	情報提供には、処方箋右側の おくすり伝言板 をご活用し、FAX コーナーへ FAX を送信して下さい。

	<p>告はどのようにしたらよいですか。</p>	<p>※報告は、初回のみ(以降はお薬手帳で代用) ただし、初回の報告時と違う銘柄への変更や先発⇄後発に変更があった場合には、再度報告をしてください。 ★ただし、2016年7月25日までに薬剤部に1度でも薬剤情報提供を行った患者においては、薬剤情報提供不要(以降はお薬手帳で代用)</p>
<p>⑥</p>	<p>おくすり伝言板に「服薬指導依頼」と記載されています。報告は必要ですか。</p>	<p>当院では、医師・薬剤師・看護師が、保険薬局に向け、おくすり伝言板を利用し、処方意図・服薬指導(吸入指導等)・副作用モニタリング依頼等について記載をしています。 返信については、「保険薬局薬剤師からのコメント」欄を利用し、必ずフィードバックをお願い致します。 ※以下につきましては、シートに記入、処方箋のおくすり伝言板に貼付し、FAX コーナーへご返信下さい。 ・抗癌剤 副作用モニタリングシート:3種類 (TS-1[®]、ゼローダ[®]、イレッサ[®]/タルセバ[®]/ジオトリフ[®]) ・吸入指導確認シート Ver.2 ・簡易版疼痛・副作用評価シート</p>
<p>⑦</p>	<p>前は、銘柄処方だったのに今回から一般名処方になっているのはなぜですか。 どの薬剤が一般名処方になるのですか。</p>	<p>当院採用が先発品から後発品に変更になった薬品と院外専用薬で先発品・後発品がある薬品を一般名処方としています。 ※一般名処方に切り替わっている薬品については、サイボウズの掲示板にて愛大病院薬剤部の新規採用薬についての投稿、または当院薬剤部ホームページ内「薬薬連携」⇒「採用薬一覧」にも掲載しています。</p>
<p>⑧</p>	<p>採用薬リストの最新版は、どこをみたらわかりますか。</p>	<p>当院薬剤部ホームページ「薬薬連携」⇒「採用薬一覧」に掲載しています。</p>
<p>⑨</p>	<p>乳酸カルシウムが処方されています。どの銘柄で調剤を行えばいいですか。</p>	<p>日本薬局方収載医薬品となりますので、局方品であれば、どの銘柄で調剤しても構いません。以下の薬品も同様です。 【該当薬】 白色ワセリン・タンナルビン・酸化マグネシウム錠</p>
<p>⑩</p>	<p>処方箋に(混)と記載されています。どういう意味ですか。</p>	<p>(混)は、混合指示です。軟膏や吸入薬等に記載されている場合は、練合・混合を行ってください。 ※処方箋右側部分「処方箋略語について」を参照ください。</p>
<p>⑪</p>	<p>処方箋に(包)という記載されています。どういう意味ですか。</p>	<p>(包)は、1包化指示です。 ※1包化に関しては、処方全体に対するコメントでも指示をしています。 ※処方箋右側部分「処方箋略語について」を参照ください。 【注意点】 1包化を行う際、<u>薬剤の安定性等を保険薬局で確認の上、行って下さい。</u></p>
<p>⑫</p>	<p>処方箋に(粉)という記載されています。どういう意味ですか。</p>	<p>(粉)は、粉碎指示です。 ※処方箋右側部分「処方箋略語について」を参照ください。</p>
<p>⑬</p>	<p>処方箋に(濁)という記載されて</p>	<p>(濁)は、簡易懸濁法が可能な薬品です。保険薬局にて簡易懸濁法を説</p>

	います。どういう意味ですか。	明下さい。 ※処方箋右側部分「処方箋略語について」を参照ください。
⑭	薬剤名のあとに①と記載があります。どういう意味ですか。	①は、 <u>1回量もしくは1日量を記載</u> している薬品です。 頓用(●回分)処方であれば、1回量。●日分処方であれば、1日量となります。 ※当院の外用薬の中で、一部の薬剤が <u>1回量もしくは1日量</u> 表記になっておりますので、調剤の際ご注意ください。 ※処方箋右側部分「処方箋略語について」を参照ください。
⑮	薬剤名のあとに(全)と記載があります。どういう意味ですか。	(全)は、 <u>全量</u> 表記している薬品です。 ※当院の外用薬は、全量表記と1回量・1日量表記があります。調剤の際ご注意ください。 ※処方箋右側部分「処方箋略語について」を参照ください。
⑯	Rp1. ○○錠 5mg 90 日分、 Rp2. ○○錠 5mg 30 日分 同じ薬品が処方されています。重複ですか？	当院のオーダー可能な日数は、 99 日分(2 桁) となります。100 日以上処方する場合は、Rpを分けて処方されます。 コメント等で「計 120 日分です」と記載する場合があります。 患者に次の受診日を確認し、疑義がある場合は、疑義照会を行って下さい。
⑰	1 包化加算を算定しない場合も疑義照会をした方がいいですか。	コンプライアンス等の理由によって、保険薬局にて <u>無償で1包化を行う場合は、疑義照会は不要</u> です。 当院への報告として、おくすり伝言板の「保険薬局薬剤師からのコメント」欄をご利用ください。
⑱	粉碎、混合加算をしない場合も疑義照会した方がいいでしょうか。	コンプライアンス等の理由によって、保険薬局にて <u>無償で半割、粉碎、混合する場合は、疑義照会は不要</u> です。 当院への報告として、おくすり伝言板の「保険薬局薬剤師からのコメント」欄をご利用ください。
⑲	患者の服用状況・残薬・副作用等の報告を行いたいのですが、どのような方法がありますか。	<u>緊急性が高いものは、疑義照会を行ってください。</u> <u>緊急性が低いもので「処方医師への提供が望ましい」と判断された内容については、おくすり伝言板をご活用下さい。</u>
⑳	検査薬が処方されています。調剤してもいいでしょうか。	疑義照会を行って下さい。
㉑	手書きで書き足された処方があります。そのまま調剤してもよろしいでしょうか。	おくすり伝言板での理由記載や当院から事前の連絡がない場合は、疑義照会を行って下さい。
㉒	使用済みの針や注射器の回収について	使用済みの針や注射器は、当院でも行っておりますが、患者からの要望があれば、保険薬局でも回収をお願い致します。 ※針等の回収箱は、処方元の診療科でお渡ししています。
㉓	処方箋の有効期限切れの場合	再発行になります。

	合	患者来院後に手続きを行いますので、患者に来院を促してください 保険薬局からの FAX や電話での再発行依頼は受け付けません。
②	処方箋を紛失された場合	再発行になります。 患者来院後に手続きを行いますので、患者に来院を促してください 保険薬局からの FAX や電話での再発行依頼は受け付けません。

【重要:お願い】

- ・在庫がないことを理由に調剤拒否は認めておりません。
- ・個人情報の取扱いには、十分注意してください。

【疑義照会における確認必須項目がある内容について】

※必ず患者に確認を行い、必須項目を記載し、疑義照会を行ってください。

内容	必須項目
① 残薬調整	残薬の日数・希望する処方日数 ※震災や予約日の変更等も考慮して、薬剤は1週間程度(7~10日分)の予備を持っておくよう調節し、患者にも説明して下さい。
② 外用(湿布薬・軟膏等)の具体的使用部位の不備	使用部位
③ 1週間製剤等の処方日数不備	必要な処方日数
④ ビタミン剤 の漫然投与について	患者に効果の有無を確認し、記載
⑤ 【剤形・銘柄変更について】 (ア) (先発医薬品のみ)同一成分での商品名の変更・錠剤⇔カプセル剤等への類似した剤形変更 (イ) (先発・後発医薬品共通)錠剤・カプセル剤⇔散剤への別剤形への変更	疑義照会を行う際は、患者への説明及び同意を得ること ※疑義照会には、「患者同意あり」と記入して下さい。
⑥ 先発品、局方品における他規格への変更	※調剤時に必ず添加物アレルギーが無いか確認を行ってください。
⑦ 処方歴のある配合剤(内服のみ)を単剤の組み合わせに変更、あるいはその逆	
⑧ 外用剤における包装規格の変更	
⑨ 針だけの処方について インスリン等の注射液の処方がなく、針(ナノパスニードル等)のみの処方の場合	患者に注射薬・針の残数を確認し、 追加希望の薬剤と本数及び必要な針の本数を記入 (記入例) 針のみの処方です。ランタス2本・ノボラピッド2本・ナノパスニードルは35本の残があります。今回の処方にノボラピッド1本追加・ナノパスニードルは、70本に変更をお願いします。

①~⑧に関しては、2022年8月26日に通知文配布